

平成 22 年度

租税及び印紙収入補正予算の説明

(第 176 回 国 会)

(未 定 稿)

この説明及び付表は、国会における予算審議の便に供するため早急に作成したので、計数その他の点に正誤を要する場合もあることを了承されたい。

なお、計数については、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

平成 22 年 10 月

財 務 省 主 税 局

目 次

	頁
第1 平成22年度租税及び印紙収入補正後予算額	1
第2 各税の見積り方法	2
一 般 会 計	
1 所得税	2
(1) 源泉所得税	2
(2) 申告所得税	6
2 法人税	10
3 消費税	14
第3 付 表	16
1 平成22年度一般会計歳入補正後予算額	16
2 直接税及び間接税等の比率	17
[参考資料]	
1 租税及び印紙収入(一般会計分)決算額の推移	18
2 所得税納税人員の推移	19
3 基準割引率および基準貸付利率の推移	20
4 企業収益の予測状況	21

第1 平成22年度租税及び印紙収入補正後予算額

(単位 億円)

税 目	当 初 予 算 額	補 正 額	補 正 後 予 算 額
(一 般 会 計)			
所得税 { 源泉分	101,540	3,370	104,910
{ 申告分	24,600	△ 1,430	23,170
{ 計	126,140	1,940	128,080
法人税	59,530	15,360	74,890
相続税	12,710	—	12,710
消費税	96,380	5,170	101,550
酒税	13,830	—	13,830
たばこ税	8,270	—	8,270
揮発油税	25,760	—	25,760
石油ガス税	120	—	120
航空機燃料税	770	—	770
石油石炭税	4,800	—	4,800
電源開発促進税	3,300	—	3,300
自動車重量税	4,470	—	4,470
関税	7,560	—	7,560
とん税	80	—	80
印紙収入 { 収入	7,480	—	7,480
{ 現金収入	2,760	—	2,760
{ 計	10,240	—	10,240
合 計	373,960	22,470	396,430
(交付税及び譲与税配付金特別会計)			
地方揮発油税	2,756	—	2,756
石油ガス税(譲与分)	120	—	120
航空機燃料税(譲与分)	140	—	140
自動車重量税(譲与分)	3,065	—	3,065
特別とん税	100	—	100
地方法人特別税	12,900	—	12,900
合 計	19,081	—	19,081
(国債整理基金特別会計)			
たばこ特別税	1,582	—	1,582
総 計	394,623	22,470	417,093

第2 各税の見積り方法

当初予算額

一般会計

1 所得税

現行法による収入見込額	125,340 億円
税制改正による増	800 "
合計予算額	126,140 "

(1) 源泉所得税

現行法による収入見込額	100,730 億円
税制改正による増	810 "
合計予算額	101,540 "

A 給与所得に対する源泉所得税

平成 21 年度の実績見込を基礎とし、平成 22 年度政府経済見通しによる雇用者報酬の伸び、前年度以前の改正の平年度化による影響額等を勘案して、平成 21 年度に対する平成 22 年度税額の割合を

97 %程度

と見込み

本年度収入見込額を	81,550 億円
とし、これに	
繰越滞納分の本年度収入見込額	490 "
を加え	
給与所得に対する本年度収入見込額を	82,040 "
とした。	

なお、本年度分課税見込額に係る納税人員等は以下のとおりである。

納税人員	4,163 万人
給与総額	1,955,410 億円
	(1人当470万円)
給与所得控除額	569,520 億円
基礎控除額	158,190 "
配偶者控除額	40,310 "
	(有配偶者割合 25 %)

補正後予算額

予算額	当初	126,140 億円
	補正増	1,940 "
	計	128,080 "

予算額	当初	101,540 億円
	補正増	3,370 "
	計	104,910 "

A 給与所得に対する源泉所得税

平成 21 年度の課税実績を基礎とし、平成 22 年度の課税実績、平成 22 年度政府経済見通しによる雇用者報酬の伸び、前年度以前の改正の平年度化による影響額等を勘案して、平成 21 年度に対する平成 22 年度税額の割合を

97 %程度

と見込むとともに、本年度の税制改正による増収見込額を勘案して

本年度収入見込額を	84,580 億円
とし、これに	
繰越滞納分の本年度収入見込額	450 "
を加え	
給与所得に対する本年度収入見込額を	85,030 "
とした。	

なお、本年度分課税見込額に係る納税人員等は以下のとおりである。

納税人員	4,167 万人
給与総額	1,973,440 億円
	(1人当474万円)
給与所得控除額	571,340 億円
基礎控除額	158,360 "
配偶者控除額	40,350 "
	(有配偶者割合 25 %)

配偶者特別控除額	2,160 億円
扶養控除額	92,970 "
	(平均扶養人員 0.5 人)
社会保険料控除、生命保険料控除、障害者控除等の額	230,680 億円
控除額計	1,093,830 "
課税所得見込額	861,580 "
	(1人当 207 万円)

B 利子所得に対する源泉所得税

最近における課税実績等を勘案して

利子所得に対する本年度収入見込額を

とした。

C 配当所得等に対する源泉所得税

最近における課税実績等を勘案して、本年度収入見込額を

配当所得に対する税額

退職所得に対する税額

非居住者の所得に対する税額

特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等に対する税額

社会保険診療報酬、外交員報酬、原稿料等に対する税額

計

とした。

D 合計 (A + B + C)

から

還付見込税額

を差し引き

現行法による平成 22 年度収入見込額を

とし、これに

税制改正による増収見込額

を加え

平成 22 年度予算額を

とした。

配偶者特別控除額	2,160 億円
扶養控除額	93,070 "
	(平均扶養人員 0.5 人)
社会保険料控除、生命保険料控除、障害者控除等の額	232,510 億円
控除額計	1,097,790 "
課税所得見込額	875,650 "
	(1人当 210 万円)

B 利子所得に対する源泉所得税

最近における課税実績等を勘案して

利子所得に対する本年度収入見込額を

とした。

C 配当所得等に対する源泉所得税

最近における課税実績等を勘案して、本年度収入見込額を

配当所得に対する税額

退職所得に対する税額

非居住者の所得に対する税額

特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等に対する税額

社会保険診療報酬、外交員報酬、原稿料等に対する税額

計

とした。

D 合計 (A + B + C)

から

還付見込税額

を差し引き

平成 22 年度補正後予算額を

とした。

(参考) 1 最近の給与所得者の納税人員の推移については、参考資料 2 参照。

2 最近の金利水準の推移については、参考資料 3 参照。

(2) 申告所得税

現行法による収入見込額		24,610 億円		予 算 額	当 初	24,600 億円
税制改正による減	△	10 "		補 正 減	△	1,430 "
差 引 予 算 額		24,600 "		差 引		23,170 "

A 平成 22 年分所得に対する申告所得税

平成 21 年の課税見込を基礎とし、前年度以前の改正の平年度化による影響額等を勘案して、平成 21 年度に対する平成 22 年度税額の割合を、所得者別に

事 業	そ の 他	計
92%	98%	97%

程度と見込み

本年度分課税見込額を 23,530 億円

と見込み、予定納税分を調整し、収入歩合を 99%程度として

本年度収入見込額を 24,100 "

とした。

なお、本年度分課税見込額に係る納税人員等は以下のとおりである。

	事 業	そ の 他	計
納 税 人 員	万人 155	572	727
合 計 所 得 金 額	億円 55,550	298,320	353,870
(1 人 当)	万円 (359)	(522)	(487)
基 礎 控 除 額	億円 5,880	21,740	27,620
配 偶 者 控 除 額	億円 1,210	8,670	9,880
配 偶 者 特 別 控 除 額	億円 90	430	520
扶 養 控 除 額	億円 4,460	8,460	12,920
(平均扶養人員)	人 (0.6)	(0.3)	(0.4)
社会保険料控除、生命保険料控除、障害者控除等の額	億円 9,900	33,030	42,930
控 除 額 計	億円 21,540	72,330	93,870
差引課税所得金額	億円 34,010	225,990	260,000
(1 人 当)	万円 (220)	(395)	(358)
算 出 税 額	億円 6,520	40,150	46,670
配当控除、住宅ローン控除等の税額控除の額	億円 160	700	860

A 平成 22 年分所得に対する申告所得税

平成 21 年の課税実績を基礎とし、前年度以前の改正の平年度化による影響額等を勘案して、平成 21 年度に対する平成 22 年度税額の割合を、所得者別に

事 業	そ の 他	計
92%	98%	97%

程度と見込むとともに、本年度の税制改正による減収見込額を勘案して

本年度分課税見込額を 22,050 億円

と見込み、予定納税分を調整し、収入歩合を 99%程度として

本年度収入見込額を 22,710 "

とした。

なお、本年度分課税見込額に係る納税人員等は以下のとおりである。

	事 業	そ の 他	計
納 税 人 員	万人 143	570	713
合 計 所 得 金 額	億円 53,190	291,320	344,510
(1 人 当)	万円 (372)	(511)	(483)
基 礎 控 除 額	億円 5,440	21,660	27,100
配 偶 者 控 除 額	億円 1,120	8,680	9,800
配 偶 者 特 別 控 除 額	億円 80	440	520
扶 養 控 除 額	億円 4,120	8,390	12,510
(平均扶養人員)	人 (0.6)	(0.3)	(0.4)
社会保険料控除、生命保険料控除、障害者控除等の額	億円 8,730	32,420	41,150
控 除 額 計	億円 19,490	71,590	91,080
差引課税所得金額	億円 33,700	219,730	253,430
(1 人 当)	万円 (235)	(385)	(355)
算 出 税 額	億円 6,170	38,780	44,950
配当控除、住宅ローン控除等の税額控除の額	億円 160	710	870

	事業	その他	計
差引税額	6,360 ^{億円}	39,450	45,810
(1人当)	(41.1) ^{万円}	(69.0)	(63.0)
源泉徴収税額	1,900 ^{億円}	20,380	22,280
再差引税額	4,460 ^{億円}	19,070	23,530

B 過年所得分
本年度収入見込額を
とした。 1,500^{億円}

C 繰越滞納分
本年度収入見込額を
とした。 710 "

D 合計 (A + B + C) 26,310 "

から
還付見込税額 △ 1,700 "

を差し引き
現行法による平成 22 年度収入見込額を 24,610 "

とし、これから
税制改正による減収見込額 △ 10 "

を差し引き
平成 22 年度予算額を 24,600^{億円}

とした。

(備考) 「その他」の再差引税額 19,070 億円の内訳は次のとおりである。

- 1 土地等の譲渡所得に係る税額 4,030 億円
- 2 株式等の譲渡所得等に係る税額 1,090 "
- 3 上記以外の所得に係る税額 13,950 "

	事業	その他	計
差引税額	6,010 ^{億円}	38,070	44,080
(1人当)	(42.0) ^{万円}	(66.8)	(61.8)
源泉徴収税額	1,570 ^{億円}	20,460	22,030
再差引税額	4,440 ^{億円}	17,610	22,050

B 過年所得分
本年度収入見込額を
とした。 1,510^{億円}

C 繰越滞納分
本年度収入見込額を
とした。 680 "

D 合計 (A + B + C) 24,900 "

から
還付見込税額 △ 1,730 "

を差し引き
平成 22 年度補正後予算額を 23,170^{億円}

とした。

(備考) 「その他」の再差引税額 17,610 億円の内訳は次のとおりである。

- 1 土地等の譲渡所得に係る税額 3,090 億円
- 2 株式等の譲渡所得等に係る税額 1,130 "
- 3 上記以外の所得に係る税額 13,390 "

(参考) 最近の各所得者別の納税人員の推移については、参考資料 2 参照。

2 法人税

現行法による収入見込額	59,630 億円
税制改正による減	△ 100 "
差引予算額	59,530 "

予算額	当初	59,530 億円
	補正増	15,360 "
	計	74,890 "

A 申告分

平成 21 年度年税額（平成 21 年 4 月から 22 年 3 月までに事業年度の終了する法人の年税額）の実績見込を基礎とし

平成 22 年度政府経済見通しによる鉱工業生産、国内企業物価、財貨・サービスの輸出及び民間最終消費支出の伸びを基礎に、各決算期の所得の発生期間、年税額の月別割合等を勘案し、平成 21 年度に対する平成 22 年度年税額（平成 22 年 4 月から 23 年 3 月までに事業年度の終了する法人の年税額）の割合を

102 %程度

と見込み

平成 22 年度の年税額を 71,300 億円

とし、これに、平成 22 年 4 月から同年 9 月までに事業年度の終了する 1 年決算法人に係る中間申告分等を調整し

平成 22 年度申告見込税額を 75,450 "

とし、これから

前年度改正の平年度化による減収見込額 △ 1,010 "

を差し引き

平成 22 年度実際申告見込税額を 74,440 "

とし、これに

前年度よりの期限内納付見込額 260 "

を加え

翌年度への期限内納付見込額 △ 260 "

を差し引いた額 74,440 "

のうち、収入歩合を 99%程度として

本年度収入見込額を 73,840 "

とした。

B 更正決定分

最近における更正決定の実績を勘案して

更正決定による本年度収入見込額を 1,450 "

とした。

A 申告分

平成 21 年度年税額（平成 21 年 4 月から 22 年 3 月までに事業年度の終了する法人の年税額）を基礎とし

平成 21 年度に対する平成 22 年度年税額（平成 22 年 4 月から 23 年 3 月までに事業年度の終了する法人の年税額）の割合を、申告状況、平成 22 年度政府経済見通しによる鉱工業生産、国内企業物価、財貨・サービスの輸出及び民間最終消費支出の伸び等を基に

102 %程度

と見込むとともに、本年度の税制改正による減収見込額を勘案して

平成 22 年度の年税額を 82,530 億円

とし、これに、平成 22 年 4 月から同年 9 月までに事業年度の終了する 1 年決算法人に係る中間申告分等を調整し

平成 22 年度申告見込税額を 86,860 "

とし、これに

前年度よりの期限内納付見込額 320 "

を加え

翌年度への期限内納付見込額 △ 300 "

を差し引いた額 86,880 "

のうち、収入歩合を 99%程度として

本年度収入見込額を 86,180 "

とした。

B 更正決定分

最近における更正決定の実績を勘案して

更正決定による本年度収入見込額を 1,640 "

とした。

C	繰越滞納分		
	本年度収入見込額を		820 億円
	とした。		
D	合計 (A + B + C)		76,110 "
	から		
	還付見込税額	△	16,480 "
	を差し引き		
	現行法による平成 22 年度収入見込額を		59,630 "
	とし、これから		
	税制改正による減収見込額	△	100 "
	を差し引き		
	平成 22 年度予算額を		59,530 億円
	とした。		

C	繰越滞納分		
	本年度収入見込額を		690 億円
	とした。		
D	合計 (A + B + C)		88,510 "
	から		
	還付見込税額	△	13,620 "
	を差し引き		
	平成 22 年度補正後予算額を		74,890 億円
	とした。		

(参考) 最近の企業収益の動向については、参考資料 4 参照。

3 消 費 税

現行法による収入見込額	96,360 億円	予 算 額 当 初	96,380 億円
税 制 改 正 に よ る 増	20 "	補 正 増	5,170 "
合 計 予 算 額	96,380 "	計	101,550 "

平成 21 年度年税額（平成 21 年 4 月から 22 年 3 月までに課税期間の終了する事業者の年税額及び同期間の輸入に係る税額）の実績見込を基礎とし

平成 22 年度政府経済見通しによる民間最終消費支出、民間住宅、民間企業設備、公的固定資本形成並びに財貨・サービスの輸出及び輸入の伸びを基礎に、各課税期間、年税額の月別割合等を勘案し、平成 21 年度に対する平成 22 年度年税額（平成 22 年 4 月から 23 年 3 月までに課税期間の終了する事業者の年税額及び同期間の輸入に係る税額）の割合を

100 %程度

と見込み

平成 22 年度の確定申告で納税申告を行う事業者に係る年税額の総額を 92,920 億円
と、平成 22 年度の輸入に係る税額を 22,350 "
とし、これらに、平成 22 年 4 月から 23 年 1 月までに課税期間の終了する
1 年決算法人に係る中間申告分等を調整した

平成 22 年度納税申告等見込額 123,480 "
のうち、収入歩合を 98%程度として

本年度収入見込額を 121,260 "

とし、これから

還付見込税額 △ 27,010 "

を差し引き

繰越滞納分の本年度収入見込額 2,110 "

を加え

現行法による平成 22 年度収入見込額を 96,360 "

とし、これに

税制改正による増収見込額 20 "

を加え

平成 22 年度予算額を 96,380 億円

とした。

平成 21 年度年税額（平成 21 年 4 月から 22 年 3 月までに課税期間の終了する事業者の年税額及び同期間の輸入に係る税額）を基礎とし

平成 21 年度に対する平成 22 年度年税額（平成 22 年 4 月から 23 年 3 月までに課税期間の終了する事業者の年税額及び同期間の輸入に係る税額）の割合を、平成 22 年度政府経済見通しによる民間最終消費支出、民間住宅、民間企業設備、公的固定資本形成並びに財貨・サービスの輸出及び輸入の伸び、申告状況等を基に

101 %程度

と見込み

平成 22 年度の確定申告で納税申告を行う事業者に係る年税額の総額を 96,220 億円
と、平成 22 年度の輸入に係る税額を 24,240 "
とし、これらに、平成 22 年 4 月から 23 年 1 月までに課税期間の終了する
1 年決算法人に係る中間申告分等を調整した

平成 22 年度納税申告等見込額 125,980 "
のうち、収入歩合を 98%程度として

本年度収入見込額を 123,820 "

とし、これから、本年度の税制改正による増収見込額を勘案した

還付見込税額 △ 24,290 "

を差し引き

繰越滞納分の本年度収入見込額 2,020 "

を加え

平成 22 年度補正後予算額を 101,550 億円

とした。

第 3 付 表

1 平成 22 年度一般会計歳入補正後予算額

(単位 億円)

区 分	当初予算額	補正額	補正後 予算額
租税及び印紙収入	373,960	22,470	396,430
官業益金及び官業収入	159	—	159
政府資産整理収入	8,263	△ 171	8,092
雑収入	97,580	△ 12	97,568
公債金	443,030	—	443,030
前年度剰余金受入	—	22,005	22,005
合 計	922,992	44,292	967,284

2 直接税及び間接税等の比率

年 度	総 額 比 率	直接税 比 率	間接税等 比 率
	百万円 %	百万円 %	百万円 %
昭和 9 ～ 11 年度	1,226 100	427 34.8	799 65.2
24	6,361 100	3,444 54.1	2,917 45.9
25	5,702 100	3,136 55.0	2,566 45.0
30	9,363 100	4,811 51.4	4,552 48.6
35	18,010 100	9,784 54.3	8,226 45.7
40	32,785 100	19,416 59.2	13,369 40.8
45	77,732 100	51,344 66.1	26,388 33.9
50	145,043 100	100,583 69.3	44,460 30.7
55	283,688 100	201,628 71.1	82,060 28.9
60	391,502 100	285,170 72.8	106,332 27.2
61	428,510 100	313,144 73.1	115,366 26.9
62	478,068 100	350,270 73.3	127,798 26.7
63	521,938 100	382,228 73.2	139,710 26.8
平成 元	571,361 100	423,926 74.2	147,435 25.8
2	627,798 100	462,971 73.7	164,827 26.3
3	632,110 100	463,073 73.3	169,037 26.7
4	573,964 100	405,520 70.7	168,444 29.3
5	571,142 100	396,582 69.4	174,560 30.6
6	540,007 100	359,567 66.6	180,440 33.4
7	549,630 100	363,519 66.1	186,111 33.9
8	552,261 100	360,476 65.3	191,785 34.7
9	556,007 100	352,325 63.4	203,682 36.6
10	511,977 100	303,397 59.3	208,580 40.7
11	492,139 100	281,293 57.2	210,846 42.8
12	527,209 100	323,193 61.3	204,016 38.7
13	499,684 100	297,393 59.5	202,291 40.5
14	458,442 100	257,891 56.3	200,551 43.7
15	453,694 100	254,727 56.1	198,967 43.9
16	481,029 100	279,858 58.2	201,171 41.8
17	522,905 100	315,413 60.3	207,492 39.7
18	541,169 100	335,007 61.9	206,162 38.1
19	526,558 100	323,273 61.4	203,285 38.6
20	458,309 100	264,507 57.7	193,802 42.3
21	402,433 100	212,941 52.9	189,492 47.1
22 当 初	394,623 100	211,280 53.5	183,343 46.5
補正後	417,093 100	228,580 54.8	188,513 45.2

(備考) 1 本表は国税について作成したものであり、特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成 21 年度までは決算額、22 年度は当初予算額及び補正後予算額による。

2 直接税、間接税等の区分は下記による。

直 接 税 所得税(譲与分を含む。)、法人税、法人特別税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人特別税、相続税、地価税、富裕税、再評価税、地租、営業収益税、資本利子税、鉱業税、臨時利得税、旧税及び還付税収入

間 接 税 等 直接税以外のもの

[参考資料]

1 租税及び印紙収入（一般会計分）決算額の推移

年 度		平 成 19	平 成 20	平 成 21
税 目				
所 得 税	源 泉 分 申 告 分 計	129,285 31,515 160,800	121,612 28,239 149,851	104,995 24,144 129,139
法 人 税		147,444	100,106	63,564
相 続 税		15,026	14,549	13,498
消 費 税		102,719	99,689	98,075
酒 税		15,242	14,614	14,168
た ば こ 税		9,253	8,509	8,224
揮 発 油 税		21,105	18,894	27,152
石 油 ガ ス 税		137	130	123
航 空 機 燃 料 税		880	836	793
石 油 石 炭 税		5,129	5,110	4,868
電 源 開 発 促 進 税		3,522	3,405	3,293
自 動 車 重 量 税		7,399	7,170	6,351
関 税		9,410	8,831	7,319
と ん 税		96	94	89
印 紙 収 入		12,018	10,884	10,676
そ の 他		3	1	1
計		510,182	442,673	387,331

2 所得税納税人員の推移

所得者別	年 次	平 成 19 (実 績)	平 成 20 (実 績)	平 成 21 (実績見込)	平 成 22	
					当 初	補 正 後
給 与 所 得 者		4,291	4,212	4,163	4,163	4,167
申 告 所 得 者		777	752	718	727	713
事 業		180	166	147	155	143
そ の 他		597	586	570	572	570

(備考) 1 給与所得者……「民間給与実態統計調査」(国税庁)及び源泉所得税の課税実績から推計した。
2 申告所得者……「申告所得税標本調査」(国税庁)等による。

3 基準割引率および基準貸付利率の推移

実施年月日	基準割引率および基準貸付利率
	%
平成2年3月20日	5.25
8月30日	6.00
3年7月1日	5.50
11月14日	5.00
12月30日	4.50
4年4月1日	3.75
7月27日	3.25
5年2月4日	2.50
9月21日	1.75
7年4月14日	1.00
9月8日	0.50
13年2月13日	0.35
3月1日	0.25
9月19日	0.10
18年7月14日	0.40
19年2月21日	0.75
20年10月31日	0.50
12月19日	0.30

(備考) 上記の計数のうち、平成13年1月4日以前は「商業手形割引率ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利率」であり、それ以降は「基準割引率および基準貸付利率」である。

4 企業収益の予測状況

調査名	業種別	経常利益の対前年度比増減率			
		平成19年度 (実績)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (予測)
法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省)	全規模・全産業	%	%	%	%
	製造業	△ 6.6	△ 29.9	△ 14.1	30.2
	非製造業	△ 6.1	△ 58.1	△ 8.8	59.3
全国企業短期経済観測調査 (日本銀行)	全規模・全産業	△ 6.9	△ 8.1	△ 16.0	19.0
	製造業	△ 1.0	△ 42.5	△ 4.3	24.6
	非製造業	△ 2.0	△ 59.6	△ 4.7	55.5
	非製造業	△ 0.2	△ 27.9	△ 4.0	9.7

(備考) 平成22年度(予測)の増減率は、法人企業景気予測調査については平成22年7-9月期調査結果、全国企業短期経済観測調査については平成22年9月調査結果による。また、法人企業景気予測調査における各年度(実績)の増減率は、それぞれ直近の調査により得られた計数を基に算出している。